

報 告 第 2 5 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成22年11月30日提出

新居浜市長 佐々木 龍

和解について

写

処 分 書

専 決 第 1 5 号

和 解 に つ い て

市営住宅滞納家賃の支払等について、次のとおり和解する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成22年9月10日

新居浜市長 佐々木 龍

1 和解の相手方 （省 略）

2 事件の概要

新居浜市は、相手方に対し、市営住宅滞納家賃等について、督促、催告等再三の納付指導を行ってきたが、その履行がないため、相手方を被告として、平成22年8月6日松山地方裁判所西条支部に、次に掲げる物件の明渡し及び滞納家賃等の支払を請求する訴えを提起した。

物件の表示 （省 略）

3 和解の内容

（1）相手方は、平成22年8月末日をもって、本件（省 略）を退去し、明け渡し、平成22年9月1日現在で、本件（省 略）にある物品については、所有権を放棄したので、新居浜市において、任意に処分したとしても、何らの異議を申し立てな

い。

- (2) 新居浜市は、平成22年8月末日をもって、相手方から、本件（省 略）の明渡しを受けたことを承認する。
- (3) 相手方は、新居浜市に対し、明渡しの平成22年8月末日までの未払賃料及びその他の損害金として、金32万5,300円の支払義務があることを認め、これを新居浜市代理人弁護士の口座に、平成22年9月10日までに振り込み、支払う。ただし、振込手数料は、相手方の負担とする。
- (4) 新居浜市は、相手方から前号の金員の支払があったことを確認でき次第、松山地方裁判所西条支部に係属中の訴えを取り下げる。
- (5) 新居浜市と相手方との間には、本件に関し、第1号から第3号まで以外に、何らの債権債務なきことを確認する。